

認定こども園しろかわ保育所 重要事項説明書
(令和6年度版)

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、認定こども園しろかわ保育所（以下「当所」という。）の保育の内容に関する事項等について説明するものです。以下の記載内容をご確認いただき、ご同意いただけましたら同意書に必要な事項を記入のうえ、当所へご提出いただきますようお願いいたします。

1 施設運営主体

名 称	西予市
所 在 地	西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
電 話 番 号	0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 1 1
代表者氏名	市長 管家 一夫

2 利用施設

種 別	保育所型認定こども園		
施 設 の 名 称	認定こども園しろかわ保育所		
施 設 の 所 在 地	西予市城川町下相 938 番地		
連 絡 先	電話 0 8 9 4 - 8 2 - 0 0 0 1 FAX 0 8 9 4 - 8 2 - 0 0 0 1		
管 理 者	所長 三好 みちよ		
認 可 定 員	6 5 人		
利 用 定 員	1号認定子ども		3 人
	2号認定子ども		3 9 人
	3号認定子ども	満1歳以上	1 9 人
		満1歳未満	4 人
	合計		6 5 人
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日		

※管理者は、人事異動により変更となる場合があります。

3 当所における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2,934.96 m ²
	園 庭	794 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	843.8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	ひよこ組（満0・1歳児クラス）

保育室	4 室	うさぎ組 (満 2 歳児クラス) ぱんだ組 (満 3 歳児クラス) きりん組 (満 4 歳児クラス) らいおん組 (満 5 歳児クラス)
遊戯室兼保育室	1 室	
調理室	1 室	
多目的ホール	1 室	
職員室	1 室	
相談室	1 室	
休憩室	1 室	

4 施設の目的及び運営方針

当所は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする園児を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

- (1) 当所は、教育・保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当所は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当所は、就学前保育等推進法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西予市条例第 42 号）その他関係法令を遵守し、運営を行います。

5 職員の職種、勤務体制（令和 6 年 4 月 1 日の状況）

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
所 長	1 名	—	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児全体的に把握し、園務をつかさどる。
主 任 保 育 士	1 名	—	地域の保護者に対する子育て支援を行うとともに、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
保 育 士	8 名	4 名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。

調理員	1名	3名	給食業務に従事する。
嘱託医	—	1名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康診断並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	—	1名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康歯科検診並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。

なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

<各職種の勤務体制>

職種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

6 保育料その他の費用と支払方法等

①利用者負担（月額保育料）	保護者が居住する市町村が定める額		
②保育短時間認定児童の延長保育料	30分 100円		
③給食にかかる費用 ※3号認定は保育料に含まれています。 給食を通じて必要な栄養を摂取し食事マナーを身に付け、園児の健やかな発育・発達を促すための経費	月額	1号認定主食費	400円
		1号認定副食費	3,600円
		2号認定主食費	500円
		2号認定副食費	4,500円
④預かり保育に係る費用 保護者の希望に応じ、教育時間後や長期休業中に実施する一時預かり保育に要する経費	学期中	(1時間当たり)	100円
		1日	800円
	長期休業日	午前8時30分～午後1時	400円
		午後1時～6時	500円
おやつ代	(1回当たり)	200円	
⑤日本スポーツ振興センター共済掛金費 当園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度に加入するための経費	(1年あたり)	240円	

<p>⑥ 生活・行事に係る写真代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園のつどい（全園児 550 円） ・卒園記念（年長児のみ 600 円） ・コドモンからの購入 <p>定期的にクラスごとで園児の写真を配信し、コドモンアプリから個人購入する経費</p>	<p>（1枚あたり） サイズにより料金が異なります。</p>	<p>50 円</p>
<p>⑦保護者会費</p> <p>認定こども園の充実並びに保護者会に関する事業を行うための経費</p>	<p>（1月当たり）</p>	<p>200 円</p>
<p><支払方法・時期></p> <p>①～④：口座振替（毎月25日（土・日祝日の場合は、次の営業日）に、指定口座から引き落とし）もしくは納付書</p> <p>⑤、⑥：集金袋で徴収 ⑦：年度当初、1年分を集金袋で徴収</p>		

7 開所日、保育時間及び休所日

※台風、地震等の災害時においては、西予市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドラインに基づき休所します。

開所日	月曜日から土曜日	
教育時間	教育標準時間	午前8時30分から午後2時まで
保育時間	保育標準時間	午前7時30分から午後6時30分まで
	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで
休所日	1号認定子ども	<ul style="list-style-type: none"> ○日曜日及び土曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○学年始休業日（4月1日～4月7日） ○夏季休業日（7月21日～8月31日） ○冬季休業日（12月26日～1月7日） ○学年末休業（3月26日～3月31日） ○年末年始（12月29日～1月3日） ○上記のほか、市長が必要と認めるとき
	2号認定子ども及び3号認定子ども	<ul style="list-style-type: none"> ○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始（12月29日～1月3日） ○上記のほか、市長が必要と認めるとき

8 提供する保育の内容

当所は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、保育所が定める全体的な計画に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に定める特定教育・保育に係る園児に対し、同法第20条第3項に定める保育必要量の範囲内で提供する教育・保育

(2) 給食 園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食
0歳児		11時30頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時30頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時30頃	15時頃
3歳児	—	12時頃	15時頃
4歳児	—	12時頃	15時頃
5歳児	—	12時頃	15時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

アレルギーの種類や状況により、除去が必要な場合は、医師の診断書をご提出ください。

※遠足等、弁当日は全園児、持参とします。

※給食対応ができない場合、おにぎり弁当をお願いすることもあります。

(3) 西予市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成25年西予市教育委員会告示第7号）に定める預かり保育

(4) 一時預かり保育（未就園児）

9 利用の開始に関する事項

西予市子育て支援課の利用調整に基づき、当所を利用することになった児童の保護者が本重要事項説明書に同意した後に保育の提供を開始します。

10 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校就学始期に達したとき。

(2) 園児が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) 保護者から退所届の提出があったとき

(4) その他利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時における対応方法

(1) 当所の職員は、教育・保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事

態が生じたときは、速やかに当該園児の保護者に連絡するとともに、
 嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を行います。

- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、西予市及び当該園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を行います。

西予警察署城川西駐在所	電話 0894-82-0005
西予市消防署城川救急出張所	電話 0894-89-5119

- (3) 当所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を行います。

- (4) 当所は、園児に対して、教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険の金額	240円

12 非常災害対策

- (1) 当所は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

- (2) 当所は、毎月1回以上、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行います。

- (3) 災害時の広域避難場所、一時避難場所、避難所は以下のとおりです。

- ①火災、②地震災害、③風水害・土砂災害

広域避難場所、一時避難所、避難所	城川中学校
------------------	-------

※広域避難場所：地震などで火災が拡大し、地域全体が危険になったときに避難する場所です。

※一時避難場所：災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

13 虐待の防止のための措置

当所は、園児の人権の擁護及び虐待防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を行います。

14 苦情等に関する相談窓口

当所では、苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 苦情申し出窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決責任者 所長 三好みちよ ・ 苦情受付担当者 主任保育士 松田 嘉美 ・ 電話 0894-82-0001 ・ 西予市ホームページ 担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。
---------------	--

第三者委員	福岡 順子	電話 0894-83-0495
	村井 剛	電話 0894-82-0379

なお、第三者委員は年度によって上記と異なることがあります。

15 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	西予市立野村病院
医 院 長 名	川本龍一
所 在 地	西予市野村町野村 9-53
電 話 番 号	0894-72-0180

(2) 歯科

医療機関の名称	あかし歯科
医 院 長 名	明石 宣文
所 在 地	西予市野村町阿下 6-331-4
電 話 番 号	0894-72-3927